

## 賛助会員規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人名古屋産業科学研究所（以下「この法人」という。）定款第57条第2項の規定に基づき、この法人の賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(義務及び権利)

**第2条** 賛助会員は、この法人の事業目的の遂行を支援するとともに、この法人の行う諸事業に参加する便宜を受けるものとする。

(入会)

**第3条** この法人の事業目的に賛同し、賛助会費を納入したものを賛助会員とする。

2 賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(退会)

**第4条** 賛助会員で退会しようとするものは、別に定める退会申込書を提出しなければならない。

(賛助会費)

**第5条** 賛助会員は、1口以上の賛助会費をこの法人に納入するものとする。この場合、1口の金額は1事業年度につき、法人は10万円、個人は2万円とする。

ただし、法人のうち中小企業にあつては、1口5万円とする。

2 賛助会費は、初年度においては入会時に、次年度以降は毎事業年度の4月末までに納入するものとする。

3 賛助会員が事業年度の途中に入会する場合で当該事業年度の残月数が6ヵ月未満の場合の賛助会費は、通常の実業年度における賛助会費の50%とする。

4 賛助会員が退会した場合は、既に納入した賛助会費は返還しない。

(賛助会費の使途)

**第6条** 賛助会費は、この法人の健全な運営のため、その半額以上を定款第4条における公益目的事業に使用し、その残額を法人会計に使用するものとする。

(改正)

**第7条** この規程の改正は、理事会の決議により行われるものとする。

## 附 則

(賛助会員の継承)

旧財団法人名古屋産業科学研究所の寄付行為第31条に基づく「賛助会員」は、引き続きこの法人の賛助会員とする。

(施行期日)

この規程は、公益財団法人の移行の登記の日から施行する。

(平成23年11月17日理事会・評議員会決議)